

第2号様式（第6条第2項第2号関係）

御宿町企業移転等支援補助金の交付申請に関する誓約書

御宿町企業移転等支援補助金の交付を申請するにあたり、交付の条件として付された次の事項を誓約いたします。

- (1) 町内で5年以上事業継続すること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国県及び市町村税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（御宿町暴力団排除条例（平成23年御宿町条例第12号）第9条第1項に規定する暴力団密接関係者をいう。）である者がいないこと。
- (5) 企業の実施している事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行う事業
 - イ 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行う者
 - ウ 商品先物取引業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第22項に規定するものをいう。）を行う者
 - エ 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同法第3項に規定する電話勧誘販売をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、その事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがある者その他支援金を交付することが不相当と認められる者

年 月 日

御宿町長 宛

誓約者 住 所
会社名
氏 名

印